

(様式第1号)

諏訪市補助金等交付規則第4条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪養護学校中学部放課後児童クラブ運営補助金
補助事業等の目標	放課後、家庭に保護する者がいない諏訪養護学校中学部生徒を、下校時から夕方まで預かり、生徒に適切な遊び及び生活の場を与え、生徒の健全育成と安全を図る
補助事業等の対象者	児童クラブ事業を実施する団体
補助対象経費	諏訪養護学校中学部放課後児童クラブ事業の運営に要した経費（児童クラブ事業によるサービスの提供を受ける者から実費として徴収する食事代等に要する経費を除く）
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内
	【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成18年4月1日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日
	【終期が3年を超える場合の理由】 放課後児童クラブ利用の状況により、3年を超えて継続して補助することが必要
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、事業内容等を諏訪市ホームページにて公表
その他	
提出書類	
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 教育委員会 教育総務課 青少年係

